

嬉野市農業委員会の委員募集要項

1 募集人数

13人

(構成：会長1人、副会長1人、委員10人及び中立委員1人)

※ 委員及び中立委員は、別紙に記載の農地利用最適化推進委員割当地域のうち2地域又は3地域を担当していただくこととなります。

2 任期

令和6年7月20日から令和9年7月19日までの3年間

3 身分及び報酬

身分 嬉野市の特別職の非常勤職員

(地方公務員法第3条第3項第2号の規定及び農業委員会等に関する法律第4条第2項の規定による。)

報酬 年額223,600円

※ 職務である総会出席及び現地調査等に伴う費用の支給はありません。

ただし、農地利用の最適化活動に対して別途実績報酬が支給されます。

4 職務内容

- (1) 農業委員会の総会（毎月開催）に出席し、農地法や他の法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関して審議を行い、併せて審議に関連する現地調査を行います。
- (2) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定や「農地等の利用の最適化の推進に関する施策改善について関係行政機関等に対する意見」を決定し提出します。
- (3) 農地利用最適化推進委員と連携して、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進に関する活動を行います。
- (4) 農業委員会等が開催する会議及び研修会に出席（年数回）します。
- (5) 農地利用最適化推進委員と連携して、農家からの相談及び農家への助言・指導、農業一般に関する調査及び情報の提供に関する業務を行います。

※ 農業委員は、活動内容を月毎に記録し、農業委員会会長に提出する必要があります。

5 農業委員の要件

農業委員は任命の日において満20歳以上であり、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であることを要件とします。

ただし、下記の者は法令の規定により農業委員になることができません。

- (1) 市内に住所を有しない者。ただし、業務に支障がなく、特別な事情がある場合はこの限りでない。
- (2) 市が設置する他の附属機関等の委員である者
- (3) 市の職員である者
- (4) 農業委員会等に関する法律第8条第4項各号の規定のいずれかに該当する者
 - 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 嬉野市暴力団排除条例第2条第2号から第4号までの規定のいずれかに該当する者

- (1) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (2) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団、暴力団員等又は暴力団と密接な関係を有する者として佐賀県暴力団排除条例施行規則第3条に規定する者をいう。

※ 佐賀県暴力団排除条例施行規則第3条に規定する者とは

- (1) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (2) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 役員等(法人にあつては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。))にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)に暴力団員等又は前各号に掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- (6) 暴力団員等又は第1号から第4号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

6 推薦及び応募に係る手続等

推薦及び応募の方法は、農業者等の個人又は法人・団体からの推薦を受ける場合と本人が応募する場合の3通りがあります。

(1) 推薦書及び応募届出書

・農業者等の個人が2人以上の連名で推薦する場合

様式第1号 嬉野市農業委員会の委員候補者推薦書（一般推薦用）

・農業者等の法人又は団体が推薦する場合

様式第2号 嬉野市農業委員会の委員候補者推薦書（団体推薦用）

・本人が応募（自薦）する場合

様式第3号 嬉野市農業委員会の委員候補者応募届出書

(2) 書類の入手方法

① 次の窓口で募集要項、推薦書及び応募届出書は入手できます。

- ・嬉野市役所 塩田庁舎（1階）農業委員会事務局
- ・嬉野市役所 嬉野庁舎（1階）茶業振興課

② 嬉野市公式ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.ureshino.lg.jp/top.html>

7 募集期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月29日（金）まで

※ 推薦・応募の状況により募集期間を延長する場合があります。延長する場合は、嬉野市公式ホームページでお知らせします。

8 推薦書及び応募届出書の提出方法及び提出先

推薦書及び応募届出書は、下記提出先に郵送（令和6年3月29日消印有効）、または直接お持ちいただき（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで【時間厳守】）、提出ください。

※ 電子メール、FAXでの提出は不可です。

《提出先》 嬉野市役所 塩田庁舎 嬉野市農業委員会事務局

〒849-1492 嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地

TEL 0954-68-0151

嬉野市役所 嬉野庁舎 茶業振興課（提出のみ受付）

〒843-0392 嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

※ 提出された書類は返却いたしませんので御了承ください。

9 推薦及び応募状況の公表

募集期間の中間(3月中旬)と期間の終了後(4月上旬)に、提出された書類をもとに以下の内容を公表します。

- ① 推薦者(個人の場合)の氏名、職業、年齢及び性別
- ② 推薦者(法人又は団体の場合)の名称、目的、代表者の氏名、構成員の数及び構成員の資格その他の要件
- ③ 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ④ 推薦又は応募の理由
- ⑤ 推薦者が、被推薦者を嬉野市農業委員会の農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が、嬉野市農業委員会の農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- ⑥ 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- ⑦ 応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数

10 農業委員候補者の選考

市長が農業委員候補者の審査に関し嬉野市農業委員会の委員候補者等審査委員会(以下「審査委員会」という。)に意見を求め、審査委員会において提出された書類をもとに審査します。必要に応じ面接を行う場合があります。

11 農業委員候補者の選考の結果通知

農業委員候補者の選考の結果は、令和6年5月下旬に、被推薦者、推薦者(代表者)及び応募者、全員に書面で通知(郵送)します。

その後、嬉野市議会に議案として提出(令和6年第2回嬉野市議会定例会に提案予定)し、議会の同意を得た後に、嬉野市長より任命されます。

12 その他

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦されると同時に応募することができます。
なお、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方を兼ねることはできません。
- ・ 推薦書等に記載された内容を確認するために、必要に応じて被推薦者、推薦者、応募者本人又は関係機関等に対して照会を行うことがあります。あらかじめ御了承ください。

13 問い合わせ先

嬉野市農業委員会事務局 TEL 0954-68-0151(直通)

※嬉野庁舎 茶業振興課では書類の提出受付のみ行い、問合せその他の対応は行いませんのでご注意ください。